

投票資格者名簿への外国人の登録について

●川崎市（登録制ではない）

外国人が住民投票の投票資格者になるために必要な投票資格者名簿の調製に際し外国人登録原票が利用されることは、法の趣旨に反するものではないと考え、外国人の積極的な投票への参加を促すため、職権により自動的に登録を行う。

ただし、法令上の定めがない限り外国人登録原票の開示はできないとする外国人登録法の考えなどを考慮し、すべての投票資格者について、名簿の閲覧の申し出があったときは、当該申出人に係る部分に限り閲覧させることとしている。

※その他登録制でない自治体

小金井市

○松戸市でこの考え方をとった場合の手続

投票資格者名簿を作成する場合、外国人登録原票に記載されている事項を用いるのは、個人情報目的外利用にあたると思われるが、目的外利用をするためには、個人情報保護審議会の意見を聴く必要がある。

【参考】松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）

（利用及び提供の規制）

第7条 市の機関は、電子計算機処理された個人情報を利用目的の範囲を超えて利用するとき又は当該市の機関以外のものに提供するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人の同意を得なければならない。

- (1) 法令に定めのあるとき。
- (2) 会計又は業務監査のため必要とされるとき。
- (3) 当該個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められるとき。
- (4) その他公益上特に必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたとき。

●我孫子市（登録制）

外国人登録法において外国人登録原票が原則非公開とされていることから、本人の意思にもとづく事前登録制をとっていると思われる。

登録申請は、氏名・住所・性別・生年月日を記載した「市民投票資格者名簿登録申請書」により行われる。

※その他登録制をとっている自治体

大和市、逗子市、高浜市、上越市

※ 外国人を住民投票の対象としている自治体の多くは、登録制をとっています。

※ 登録制をとった場合は、住民投票を行うに当たり、事前に登録の申し出を行ったときに同意を得ることにより、署名簿の審査名簿や投票資格者名簿への掲載についての問題点を回避しています。

【参考】外国人登録法（昭和27年法律第125号）

（登録原票の開示等）

第4条の3 市町村の長は、次項から第五項までの規定又は他の法律の規定に基づく請求があつた場合を除き、登録原票を開示してはならない。

2 外国人は、市町村の長に対し、当該外国人に係る登録原票の写し又は登録原票に登録した事項に関する証明書（以下「登録原票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

3 外国人の代理人又は同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上当該外国人と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）は、市町村の長に対し、当該外国人に係る登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる。

4 国の機関又は地方公共団体は、法律の定める事務の遂行のため登録原票の記載を利用する必要があると認める場合においては、市町村の長に対し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる。

5 弁護士その他政令で定める者は、法律の定める事務又は業務の遂行のため登録原票の記載を利用する必要があると認める場合においては、市町村の長に対し、登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる。ただし、登録原票の記載のうち、第4条第1項第3号から第7号まで及び第15号から第17号までに掲げる事項以外のものについては、それらの開示を特に必要とする場合に限る。

6 （略）